



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043(222)7207 番  
※ 電話番号は4月29日から変更になります

92.4.9 No.3571

## 争闘事業団清算を迎えた新たな段階

### 「中労委会長発言」

三月三十一日、清算事業団採用差別事件について、中労委の「事情聴取」が行なわれた。席上、石川会長からは、労資に対し、次のとおりの発言が行なわれた。

JR関係の採用事件については、労使がこの問題で長期間争うことをせず、中労委段階で円満な解決を図り、健全な労使関係を形成することが望ましいとの観点から、昨年十二月二五日に関係労使に示した方針に基づき、……種々努力してきましたが、労使の合意はできませんでした。今後、中労委としては、なるべく早い機会に最終的な解決案を示して問題の決着を図りたいと考えています。その折にはよろしく御検討、御協力をお願いします。

ここに述べられた「最終的な解決案」なるものがいつ示されるのかは明らかにされてはいないが、「六月頃か？」とのうわさがさかんに流布されている。

### ひろき直りを続けるJR当局

この「会長発言」に対し、JR東日本は、「採用事件に関しましては、国鉄改革法を離れて解決す

ることは困難であるとの当社の考え方に変わりはありません」との「人事部長談話」を発表した。また国労は、中労委が解決案を示す時期を明示しなかったこと、そして地労委命令に基づいた解決の方向を示さなかったことを遺憾とする声明を明らかにしている。われわれは、未だ、「当社の考え方に変わりはありません」などと称し、「採用・不採用は国鉄がやったことであってJRはあずかり知らぬことだ」と言って、数多の地労委命令を無視しひろき直り続けるJR当局を断じて許すことはできない。

### 自力・自闘の精神で解雇撤回を勝ちとろう!

JR当局がこのような対応を続ける以上、「労使合意」などあり得ないことは明らかである。また、現在も同様の傲慢な対応を改めない以上、中労委の「最終的な解決案」も、「地労委命令に基づいた」ものとなり得るはずはない。すでに中労委は、国労に対し、「地労委命令を念頭に置くな」と言っているのだ。われわれは、命令を出すことなく、いたずらに結論を先のばしし、結果として組合側の譲歩にのみ「解決」の展望を見いだそうとする、この間の中労委の対応は、明らかに責任の回避であると言わざるを得ない。

そもそも、JRの対応にも明らかなどおり、清算事業団闘争が、「中労委の場における解決」とい

う土俵のなかで「解決」がつく課題ではないことは誰の目にも明らかである。勝利は、厳しくとも、自らの力でかちとる以外にない。労働委員会闘争は、そのためのひとつの手段にすぎないのだ。しかもわれわれは、すべての地労委で勝利し、一〇四七名もの清算事業団労働者が長期闘争も辞さぬ体制を固めて、不屈に闘いを貫くという、解雇撤回闘争の歴史上輝かしい地平を切り開いているのだ。ここにこそ、勝利の核心があるのである。

### 闘争最終策動を許すな、今が勝負JR体制の危機をついて起ちあがろう!

さらにわれわれは、今日の清算事業団闘争をめぐる様々な動きの背景に、分割・民営化攻撃の失敗が誰の目にも明らかとなった状況のなかで、清算事業団闘争が国鉄分割・民営化の暗部Ⅱ国家的不当労働行為を鋭くえぐり出しながら発展していることを恐れ、これに終止符をうたせようという策動、国労の路線転換(連合化)を迫ろうとする策動がうずまいていいることを見すえなければならぬ。

逆に言えば、勝利のチャンスだということである。累積債務問題も、鉄道の経営そのものも、「一企業一組合路線」も、何もかもが暗礁にのりあげて、危機にあえいでいるのはJRであり政府自民党

だ。われわれは、清算事業団闘争が、勝利の岐路を分ける新たな段階を迎えていることをはつきりで見すえなければならぬ。いよいよ勝負のときである。十二名の解雇撤回に向け、総力をあげて決起しよう!

★ 住所・電話番号が変わります!!

千葉市中央区要町2-8

☎ 260

本部	043	(222)	7207
協販部	043	(227)	7833
カナム	043	(227)	6832
FAX	043	(224)	7197

※ 住所は4月1日から、☎は4月29日から。